

国名	ドイツ
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p> <p>企業・個人年金</p>	<p>The diagram illustrates the German pension system with several components:         <ul style="list-style-type: none"> <li><b>適用対象外 (Excluded):</b> 無業者(学生・主婦等) (16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可) and 自営業者 (一般年金保険に任意加入可).</li> <li><b>農業者老齢保障:</b> 農業経営者.</li> <li><b>扶助制度:</b> 医師, 弁護士等.</li> <li><b>一般年金保険:</b> 民間被用者, 芸術家, ジャーナリスト等の自営業者及び非官吏.</li> <li><b>年金労働者:</b> 鉱山労働者.</li> <li><b>官吏恩給制度:</b> 官吏.</li> </ul> </p> <p>出典：厚生労働省</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者◎</li> <li>・自営業者△ (業種によっては◎)</li> <li>・無職△ (社会保険への加入義務のない16歳以上の者は、一般年金保険に任意加入可能)</li> </ul>
保険料率 (2018年)	<p>一般年金保険18.6% (労使折半)</p> <p>※ただし、月収450ユーロ以下の場合は本人負担3.6% (個人の家庭での就労の場合は13.6%), 使用者負担15% (個人の家庭での就労の場合は5%), 月収450.01ユーロ以上850ユーロ以下の者は本人負担分の軽減措置あり。</p>
支給開始年齢	65歳 (2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引き上げ)
平均年金額 (2016年末時点、一般年金保険における老齢年金の実績)	<p>月額857ユーロ (西独地域819ユーロ, 東独地域1,012ユーロ), 男性月額1,096ユーロ (西独地域1,078ユーロ, 東独地域1,171ユーロ), 女性月額665ユーロ (西独地域606ユーロ, 東独地域894ユーロ)</p>
給付の構造	<p>報酬比例方式</p> <p>年金月額＝個人報酬点数×年金種別係数×現在年金価値 (1点当たりの単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人報酬点数：毎年の点数 (被保険者個人の報酬÷全被保険者の平均報酬) を合算したもの</li> <li>・年金種別係数：老齢年金の場合は1.0</li> <li>・1点当たりの単価 (2017年7月1日以降)：31.03ユーロ (西独地域), 29.69ユーロ (東独地域)</li> </ul>
所得再分配	なし (国庫負担部分を除く)
制度設計, 財政方式, 財源	<p>制度設計：給付建て</p> <p>財政方式：完全賦課方式 (一般年金保険給付費の約1.62か月分 (2016年) の持続可能性積立金あり)</p> <p>財源：保険料 (社会保険方式), 連邦補助金 (国庫負担)</p>
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約678億ユーロ (一般年金保険：一般年金保険総支出額の26.6% (2017年))</li> <li>・国庫負担の財源は一般財源, 付加価値税, 環境税</li> </ul>
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	低年金者を対象とした基礎保障で対応。
公的年金と私的年金	公的年金の給付水準引き下げ部分を自助努力で補完することを目的に、補助金等の政府助成策つきの任意加入の企業・個人年金 (リースター年金) 導入。
国民への個人年金情報の提供	2004年より、27歳から支給開始年齢までの被保険者に、年1回、拠出状況と将来の予想年金額等を記した年金情報を提供。さらに、55歳以上の被保険者 (及び55歳未満の希望する被保険者) には、より詳細な情報を提供。

## ドイツの年金制度

渡邊絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）

### 1. 制度の特色

ドイツでは、老齢時の所得保障に関して、「三本柱理論」と呼ばれる考え方が定着している。公的年金制度を第1の柱、企業年金、個人年金を第2、第3の柱として、それら3つの柱によって老後の生活は支えられるとする考え方である。実際には、公的年金制度の比重が非常に大きい。しかしながら、近年では少子高齢化等の影響を受け、老齢時の所得保障における公的年金の役割を縮減しつつ、縮減した部分については企業年金や個人年金によって補完することができるようにとの観点から、自助努力を推進する政策が展開されており、3つの柱のバランスを再構築する改革が進められている。

ドイツの公的な年金制度（所得保障制度）は職域毎に分立している。通常、「公的年金保険」と称した場合は、被用者全般を対象とした「一般年金保険」と鉱山労働者・鉄道員・海員を対象とした「鉱山労働者・鉄道員・海員年金保険」の2つの制度のことをいう。

ドイツの公的年金保険は、被用者を被保険者とすることを基本としていることから、たとえば専業主婦のように稼働活動を行っていない者には制度への加入義務はない。その一方で、このような無業者について一般年金保険への任意加入を認めている点に特徴がある。

その他、公的な所得保障制度として、医師等の一部の自営業者については職能別共済組合制度、上級公務員には官吏恩給制度、農業経営者及びその配偶者等には農業者老齢保障制度がある。

なお、ドイツの公的年金保険の保険料および給付は報酬に比例し、通常5年の被保険者期間（待期間）を満たすことで、支給開始年齢に到達すると老齢年金を受給することが可能となる。

### 2. 沿革

ドイツの公的年金保険制度は、1889年制定の廃疾および老齢の保障に関する法律によって1891年から実施されたものに端を発する。

労働者の年金保険である廃疾保険制度は、1911年に社会保険制度の体系化を図るために制定されたライヒ保険法に編入された。同年末には、すべての職員を対象とした職員保険法が成立した。職員保険と廃疾保険の基本的な構造はほぼ同様であり、これ以後ドイツの公的年金保険は、労働者を対象とする廃疾保険（1934年の社会保険構成法により労働者年金保険と改称）と、職員を対象とする職員保険を中心に発展することとなる。

第2次世界大戦後、ドイツは1990年の再統一まで東西で異なる制度下に置かれることとなるが、以下では西ドイツの主要な制度改正を概観する。

戦後最初の抜本的な公的年金保険制度の改革は1957年に行われた（第1次年金改革）。同改革では、年金額の実質購買力を維持するための賃金スライド制導入をはじめ、リハビリテーション給付の創設、期間充足方式と呼ばれる修正賦課方式の採用（完全賦課方式への移行は1969年）等が行われた。

1972年の第2次年金改革では、年金支給開始年齢の弾力化や専業主婦等に対する任意加入制度の導入が図られた。この改正以後、第1次石油危機に起因する経済不況や少子高齢化の進展等から、社会保障費用抑制政策が強化されていくこととなる。

その後、少子高齢化の進展によって深刻化している年金財政難を克服し、長期的に安定した制度とすることを目的として1992年年金改革が行われた。同改革では、ネット賃金スライド制が導入されたほか、支給開始年齢の段階的引き上げ（原則65歳支給）、部分年金制度の導入、育児及び介護期間の給付への反映措置等が講じられた。1992年年金改革法は、ドイツ再統一によって東ドイツ地域にも適用されることとなり、基本的に東を西に吸収する形で公的年金保険制度面での東西ドイツの統合化が図られた。

さらに、年金財政の悪化を背景に、1999年年金改革法が制定された。同法では、給付水準の引き下げのほか、育児期間の年金額への反映強化、連邦補助金（国庫負担）の追加負担等が盛り込まれた。しかしながら、同法が成立した翌年の選挙において1999年年金改革法の是非が問われ、改めて2001年年金改革が行われた。同改革では、保険料率の引き上げの抑制（2020年まで20%以下、2030年の到達水準22%を限度）と給付水準の引き下げが行われた。また、

公的年金保険の給付水準の引き下げを補完するため、補助金等の優遇措置のある個人年金（リースター年金）の導入や企業年金改革等が実施された。しかしながら、この2001年年金改革時に示された保険料率の引き上げ見通しは甘く、2004年には見直しがなされることとなった。

2004年年金改革では、年金受給者と保険料納付者との関係を年金額に反映させる持続可能性要素が導入される一方で、給付水準について、グロス所得代替率で2020年までは46%を、2030年までは43%を下回らないとする給付水準確保条項が設けられた。また、課税方式の段階的変更（拠出時課税から給付時課税）が行われた。さらに、労働者年金保険と職員保険の保険者組織が統合され、2005年1月から被用者全般を対象とする「一般年金保険」が成立した。

2007年年金改革では、公的年金制度の長期的安定との観点から65歳の年金受給開始年齢を段階的に67歳に引き上げることが定められた。引き上げは2012年から2029年にかけて行われている。他方で、「特別長期被保険者に対する老齢年金」が新たに設けられ、45年以上の保険料納付期間を有した者を対象に、65歳から減額なしの満額年金が支給されることとなった。

2014年年金改革では、特別長期被保険者に対する老齢年金の支給開始年齢の引き下げ（65歳から63歳へ）、1992年より前の子どもの養育期間を年金額に反映させるための母親年金の導入、稼働能力減退年金の改善、リハビリテーション給付予算に関する新方式の導入等が行われた。なお、特別長期被保険者に対する老齢年金の支給開始年齢の引き下げの対象者は限定的であり、通常老齢年金の受給開始年齢が67歳になる1964年以降生まれの者からは、制度導入当初に定められた65歳での受給となる。

### 3. 制度体系の概要

被用者は一般年金保険への加入が義務づけられている。これまでは月額400ユーロを超えない僅少労働者（ミニジョブ）についてはその加入義務が免除されていたが、2013年以降に雇用された僅少労働者（月額450ユーロ以下に変更）については加入が義務づけられた（2012年末までに僅少労働者になった者については加入義務の免除状態を継続することが

可能）。ただし、申請によりこの加入義務を免れることが可能となっている。なお、短期間（2018年末までは3か月又は1年間に合計70日以内、それ以降は2か月又は50日以内）の僅少労働の場合は、従前と同様に加入義務はなく、労使共に保険料納付義務を負わない。

自営業者は、基本的に公的年金保険への加入義務はないが、教育者、看護及び介護職の者、手工業者、芸術家・ジャーナリスト、労働者に類似した自営業者（社会保険への加入義務の対象となる従業員を雇用せず、かつ、常に本質的に1人の依頼主のために活動する者）など、特定の自営業者については一般年金保険への加入義務がある。加入義務のない自営業者の場合、申請によって一般年金保険の強制被保険者の地位を獲得することができる。

また、3歳未満の子を養育する児童養育期間にある者や失業給付等の賃金代替給付の受給者等も強制被保険者となる。

専業主婦等のように賃金収入のない者には公的年金保険への加入義務はないが、ドイツ国内に住所を有し、16歳以上の者であれば一般年金保険に任意加入することができる。

公的年金保険の被保険者数は、2016年末には約5,445万人（男性約2,837万人、女性約2,607万人）である。そのうち現役の被保険者数は約3,760万人であり、加入義務のある就業者は約3,050万人、自営業者は約30万人、任意被保険者は約23万人、加入義務免除の僅少労働者は約425万人となっている。

### 4. 給付算定方式、スライド方式

年金額は報酬に比例しており、給付算定式は、「年金月額＝個人報酬点数×年金種別係数×現在年金価値（1点当たりの単価）」である。

個人報酬点数は、就業活動の中で獲得した報酬点数が基礎となる。報酬点数は、各暦年に被保険者が得た報酬額を当該期間の全被保険者の平均報酬額で除することで算出される。全被保険者期間における報酬点数を合計し、それに繰り上げ支給等を考慮するための支給開始要素を乗じて得た値が、最終的な個人報酬点数となる。

年金種別係数は、年金の保障目的に応じて年金種類別に定められた係数のことであり、老齢年金の場

合は1.0である。

現在年金価値は、平均報酬額に基づいて1暦年の保険料を納付した場合に受給できる通常の老齢年金月額に相当する数値として示されており、2017年7月1日以降は西独地域で31.03ユーロ、東独地域で29.69ユーロとなっている。

年金給付額は、全被保険者の可処分所得の伸び率に応じて改定される。改定においては、リースター係数（リースター年金の導入によって公的年金給付が代替されることを考慮した一定率及び保険料率の増減率を加味して算定される係数）、持続性係数（現役世代に対する年金受給者の比率を加味して算定される係数）が考慮される。そのため、現役世代の保険料率負担が増大する場合や、現役世代に対する年金受給者の比率が増大する場合には、年金給付額の改定は抑制される。ただし、計算の結果、マイナス改定になる場合には保護条項が適用され、年金給付額は据え置かれる（プラス改定になった場合に、過去の据え置き分を減殺することで調整が行われる）。

## 5. 負担, 財源

公的年金保険は基本的に、保険料収入と連邦補助金によって賄われている。

一般年金保険の保険料は、保険料算定基礎額に保険料率を乗じて算出される。保険料算定基礎額には上限額が設定されており、これを超える収入には保険料は課されない。2018年の保険料算定上限額は西独地域で月額6,500ユーロ、東独地域で月額5,800ユーロである。2018年の保険料率は、18.6%となっている。

保険料は原則として労使折半で負担することとなっているが、僅少労働者の場合には使用者負担が15%（個人家庭就労の場合は5%）とされ、使用者負担分を差し引いた率が本人負担分（2018年:3.6%、個人家庭就労の場合13.6%）となる。この使用者負担分は、僅少労働者が年金保険加入義務を免除された場合にも支払わなければならない。また、月収450.01ユーロ以上850ユーロ以下の者（ミディジョブ）については、労働報酬額に応じて本人負担分の軽減措置がある（使用者は労使折半とした通常の負担分とされる）。

連邦補助金は、一般年金保険で約678億ユーロ

（2017年）に達している。一般年金保険における年金支出は2017年で約2,550億ユーロであり、この年金支出に占める連邦補助金の割合は26.6%となっている。

## 6. 財政方式, 準備金の管理運用

財政方式は完全賦課方式であるが、一般年金保険で1.62カ月分（約324億ユーロ：2016年末）の持続可能性積立金を保有している。持続可能性積立金が月額年金給付額の1.5倍超となると保険料率の引き下げ、0.2倍未満となると保険料率の引き上げが行われる。

## 7. 制度の企画, 運営体制

年金制度の企画は連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales：BMAS）が担当し、一般年金保険の運営は、連邦ドイツ年金保険組合（Deutsche Rentenversicherung Bund：DRV：1か所）、各州のドイツ年金保険組合（14か所）によってなされている。

## 8. 最近の動向, 課題

（今後の見通し, 評価を含む）

### (1) 職業生活からの緩やかな引退施策（いわゆるフレキシブル年金法（Flexirentengesetz）の施行）

ドイツでは、職業生活から引退し、年金生活へ移行する期間について、個々人の状況に応じた柔軟な対応ができるように、また、通常年金受給開始年齢到達後の継続就業の魅力を高めるための改正がなされた。

そこでは、年金生活への柔軟な移行を図るための各種措置が講じられている。たとえば、55歳以降の被保険者に対する年金情報の充実化や、個人の状況に応じた年金（部分年金）と稼得収入との組み合わせの選択可能性の拡大（3分の2、2分の1、3分の1と段階化されていた部分年金の段階区分を廃止し、一定の制限内で自由に決定する仕組みに変更）がなされる。また、職業生活に長くとどまることを可能にするとの観点から、稼得能力の減少に関する予防やリハビリテーション措置の拡充が図られている。

さらに、年金受給開始年齢到達後の継続就業を奨励するため、当該就業に対する保険料納付実績を将

来の年金額に反映させる仕組みが設けられた。ただし、この制度を利用するには、継続就業する年金受給者は保険加入免除を放棄する必要がある。

(2) 年金重要3法の成立

2017年、年金政策に関する3つの重要な法律が制定された。主な内容は以下の通りである。

①年金移行完了法 (Rentenüberleitungs-Abschlussgesetz) に基づき、東西で異なっている、年金額の算定基礎である現在年金価値を完全に一致させる (2018年から2024年にわたり7段階に分けて統一化を進め、2024年7月1日以降同価額となる)。

②企業年金強化法 (Betriebsrentenstärkungsgesetz) によって、特に中小企業や低所得者に対する企業年金の更なる拡充を図るための各種措置 (労使合意に基づく給付保障なしの確定拠出型年金の創設や賃金転換方式による企業年金への使用者拠出の義務づけ、税制優遇措置の強化等) が講じられる。

③稼働能力減退年金改善法 (EM-Leistungsverbesserungsgesetz) により、更なる稼働能力減退年金の給付改善が実施される。

9. 企業年金

(1) 企業年金制度の概要

ドイツの企業年金は、1974年に成立した企業年金改善法によって規律されており、①直接約定、②直接保険、③年金金庫、④共済金庫、⑤年金基金の5つの運営方式が企業年金とされている。

どの運営方式を選択するかによって、外部運営機関の有無、実施主体に対する年金受給者の法的請求権の有無、保険監督に服するか否か、また、企業倒産時に年金給付を保証する制度である支払不能保険への加入が義務づけられているか否かという点で違いがある。

直接約定は、使用者が企業内部に引当金を形成し、直接労働者に年金を支給する運営方式である。内部留保された資金についての運用規制が特に存在しないため、支払不能保険への加入が義務づけられている。

直接保険は、使用者と生命保険会社との間で被用者を被保険者とする保険契約を締結し、当該生命保険会社が給付運営機関となる方式のことである。生

命保険会社による保険契約は保険監督法の適用を受け、年金原資の運用に関して厳しい規制が課せられることから、支払不能保険への加入は原則不要とされている。

年金金庫は、1つ又は複数企業が共同して年金金庫という法人格を有する運営機関を設置し、そこが労働者 (受給資格者) に年金を支給する運営方式のことである。年金金庫も保険監督法の適用を受けることから、支払不能保険への加入は義務づけられていない。

共済金庫も、1つ又は複数企業が共同して共済金庫という法人格を有する運営機関を設置し、そこが労働者 (受給資格者) に対して年金を支給する運営方式である。共済金庫は、保険監督に服していないため、支払不能保険への加入が義務づけられている。

年金基金も、1つ又は複数企業によって設立される、独立した法人格を有する運営機関によって年金支給が行われる運営方式のことである。年金基金の場合、運用規制が大幅に緩和されていることから、保険監督に服していながら、同時に支払不能保険への加入が義務づけられている。

(2) 私的年金の普及促進策

ドイツでは、公的年金の役割縮減に伴い、大規模な助成措置 (リースター助成) を講じて私的年金の普及・促進が図られている。特に、低所得者層への普及という観点から補助金 (基本補助、児童加算補助等) が支給される一方で、高所得者層に向けて税制上の優遇措置も設けられた点で注目される。なお、補助金等の支給対象となるリースター年金には、公的年金の補完との観点から、元本保証や終身年金等の一定の要件を満たすことが求められている。リースター年金の契約件数は、2017年末で約1,663万件となっているが、1,500万件を超えた2011年以降、その伸びは緩やかなものとなっている。

主な参考文献

・ BMAS, Übersicht über das Sozialrecht (14. Auflage 2017), 2017  
・ 連邦労働社会省 (BMAS) ホームページ (www.bmas.de)  
・ ドイツ年金保険組合 (DRV) ホームページ (https://www.deutsche-rentenversicherung.de)

- ・ DRV, Rente 2016
- ・ DRV, Ergebnisse auf einen Blick 2018
- ・ DRV, Aktuelle Daten 2018
- ・ DRV, Altersrenten im Zeitablauf 2017
- ・ 厚生労働省『2017年海外情勢報告』(2018年)
- ・ 厚生労働省『2016年海外情勢報告』(2017年)
- ・ 松本勝明『社会保険改革－ドイツの経験と新たな視点』(2017年) 旬報社
- ・ 松本勝明『ドイツ社会保障論II－年金保険－』(2004年) 信山社